

院内掲示事項（令和8年4月1日現在）

○入院基本料に関する事項

当院は、1日8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
- ・夕方17時15分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

当院は、1日に7人以上の看護補助職員（ケアワーカー）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで看護補助職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- ・夕方17時15分～朝8時30分まで、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

○食事サービスに関する事項

当院は、入院食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食の場合、午後6時以降）、適温で提供しています。また、基準に適合した食堂を整備しています。

○明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですが、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

○医療DX推進の体制に関する事項

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。また、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスの導入を予定しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

○保険外負担に関する事項

「保険外負担一覧」による。

○地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 一般病棟入院基本料（地域一般入院料 2）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 看護補助加算 2
- ・ データ提出加算 2・4
- ・ 認知症ケア加算 3
- ・ 入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ こころの連携指導料（Ⅰ）
- ・ 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ CT 撮影及びMRI 撮影
- ・ 外来化学療法加算 2
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料 1 0 1
- ・ 酸素の購入単価